２　前項の規定により交付した書面は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める書面とみなす。

一　前項第一号に定める書面　新法第四十五条第一項に規定する保障契約証明書

二　前項第二号に定める書面　新法第五十三条第一項に規定する保障契約証明書

３　第一項第一号及び第二号に定める書面の様式並びに交付及び再交付その他当該書面に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

４　第一項第一号又は第二号に定める書面の交付又は再交付を申請しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

５　偽りその他不正の手段により第一項第一号又は第二号に定める書面の交付又は再交付を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第三条**　新法の次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める損害について適用し、この法律による改正前の船舶油濁損害賠償保障法（以下「旧法」という。）第二条第七号の二に規定する一般船舶油濁損害の原因となった最初の事実が施行日前に生じた場合における当該一般船舶油濁損害については、なお従前の例による。

一　新法第六章及び第四十三条　新法第二条第十六号に規定する一般船舶等油濁損害の原因となった最初の事実が施行日以後に生じた場合における当該一般船舶等油濁損害

二　新法第八章及び第五十一条　新法第二条第十七号に規定する難破物除去損害の原因となった最初の事実が施行日以後に生じた場合における当該難破物除去損害

２　新法の次の各号に掲げる規定は、この法律の施行の際現に本邦内の港又は係留施設にある船舶で当該各号に定めるものについては、施行日以後初めて本邦内の港から出港をするときまでは、適用しない。

一　新法第四十一条第二項及び第四十五条第二項　日本国籍を有しないタンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が千トンを超えるものに限り、その航行に際し新法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。）

二　新法第四十九条第二項及び第五十三条第二項　日本国籍を有しないタンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が三百トン以上のものに限る。）

３　新法第六十一条の規定は、新法第二条第八号に規定する難破物が生じた最初の事実が施行日前に生じたものである場合には、適用しない。

**第四条**　次の各号に掲げる一般船舶についてこの法律の施行の際現に締結されている旧法第三十九条の四第一項に規定する保障契約は、当該各号に定める契約とみなす。

一　総トン数が三百トン以上千トン以下の一般船舶　新法第四十一条第一項に規定する保障契約

二　総トン数が百トン以上三百トン未満の一般船舶　新法第四十一条第一項及び第四十九条第一項に規定する保障契約

２　次の各号に掲げる契約に係る旧法第三十九条の七第一項に規定する書面は、当該各号に定める書面とみなす。この場合において、新法第四十四条及び第五十二条中「第十四条」とあるのは「第十四条の規定」と、新法第四十四条中「第四十二条」とあり、及び新法第五十二条中「第五十条」とあるのは「国土交通省令で定める基準」とする。

一　前項の規定により同項第一号に定める契約とみなされる契約（次号に掲げる契約を除く。）　新法第四十五条第一項に規定する保障契約証明書

二　前項の規定により同項第二号に定める契約とみなされる契約　新法第四十五条第一項及び第五十三条第一項に規定する保障契約証明書

（罰則に関する経過措置）

**第五条**　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第六条**　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

（地方税法及び国税徴収法の一部改正）

**第七条**　次に掲げる法律の規定中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に、「第四十条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十四条の十三第一項第四号

二　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第十九条第一項第四号

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

**第八条**　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第四項中「責めに任ずべき」を「責任を負う」に改め、同条第五項中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に、「第二条第六号イ」を「第二条第十四号イ」に改める。

第四十二条の十六第十二項第一号中「船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イ」を「船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十四号イ」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

**第九条**　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項ニ中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

**第十条**　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

第四十八条第二項中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に、「開始された」を「開始され、又は拡張された」に、「第二条第六号」を「第二条第十三号」に、「タンカー油濁損害」を「船舶油濁等損害」に改める。

（破産法の一部改正）

**第十一条**　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改め、「第五章」の下に「、同法第四十三条第五項において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第四十三条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九条、第十条、第十六条及び第五十四条を除く。）若しくは船舶油濁等損害賠償保障法第五十一条第五項において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第五十一条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節及び第五十四条を除く。）」を加える。

（特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部改正）

**第十二条**　特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

第二条第一号中「第二条第四号」を「第二条第九号」に改め、同条第三号中「第二条第五号」を「第二条第十一号」に改め、同条第六号中「第二条第六号」を「第二条第十四号」に改め、同号中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同号に次のように加える。

ハ　燃料油等を用いることを要しないものを除く。）について締結されるものにあっては、油賠法第四十二条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

ニ　総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあっては、油賠法第五十条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

第二条第十一号中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、ニをヘとし、ハの次に次のように加える。

ニ　総トン数が千トンを超える特定タンカー（その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。）について締結されるものにあっては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第四十二条の規定に適合するものであること。

ホ　総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあっては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第五十条の規定に適合するものであること。